



社会福祉法人 徳充会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～令和 10年 3月 31日までの5年間

2. 内容

目標 1：男性の子育て目的の休暇の取得を促進する

<対策>

- 令和5年4月より、
配偶者の妊娠・出産等の申出があった際には、男性職員に対して、育児休業制度等の周知と育児休業・産後パパ育休の取得意向を確認するために、適時面談等を行い、子育て目的の休暇の取得を促進する。

目標 2：職員 1 人当たりの年次有給休暇取得率を 70%以上とする

<対策>

- 令和5年4月より、
毎年度 9 月末に上半期分の取得日数を集計し、取得日数が5日未満の職員については、必要に応じて、個別に相談するなどしたうえで取得するよう働きかける。